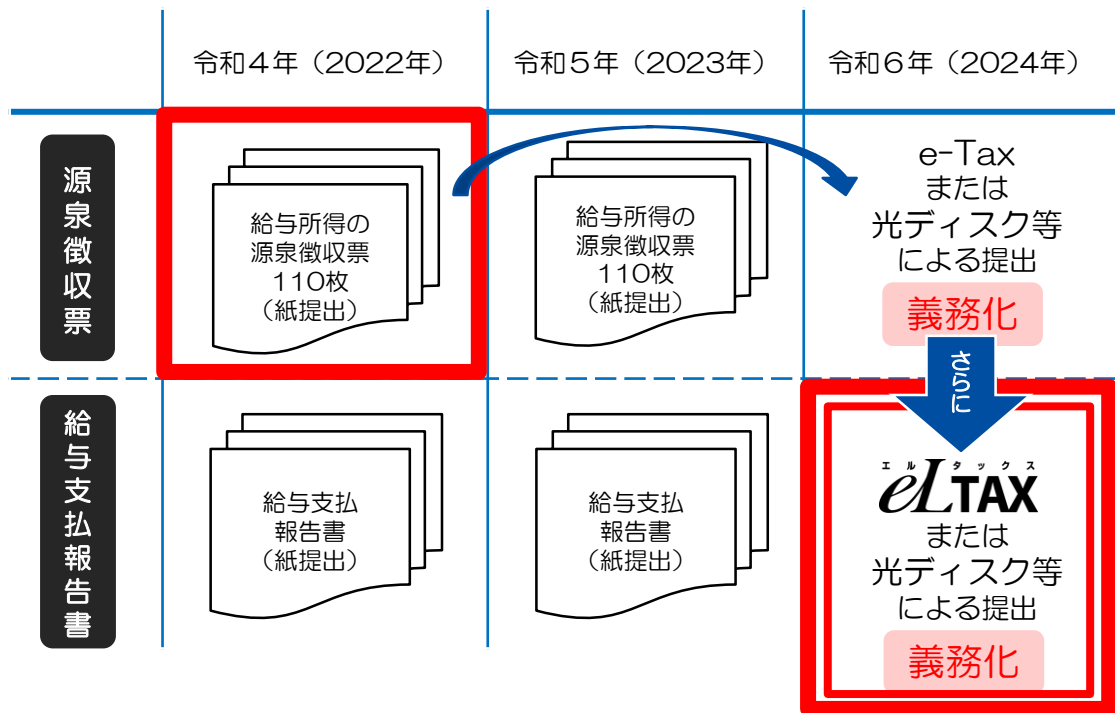


給与支払報告書等のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました

令和3年1月1日以降、市区町村に提出する給与支払報告書については、基準年(前々年)における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられました。

(例) 令和4年1月に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合

⇒ 令和6年1月に市区町村に提出する給与支払報告書は、eLTAXまたは光ディスク等による提出が必要です。



■ eLTAXを利用するには所定の手続き・準備を行っていただく必要があります。

詳しい情報については、eLTAXホームページをご覧ください。

・ eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

■ 光ディスク等により源泉徴収票及び給与支払報告書を提出する場合には、総務省の通達に基づいた形式で光ディスク等を作成してください。

詳しくは各ホームページをご覧ください。

・ 国税庁 「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」 <https://www.nta.go.jp/>

・ 洲本市 「給与支払報告書の提出について」 <https://www.city.sumoto.lg.jp/>



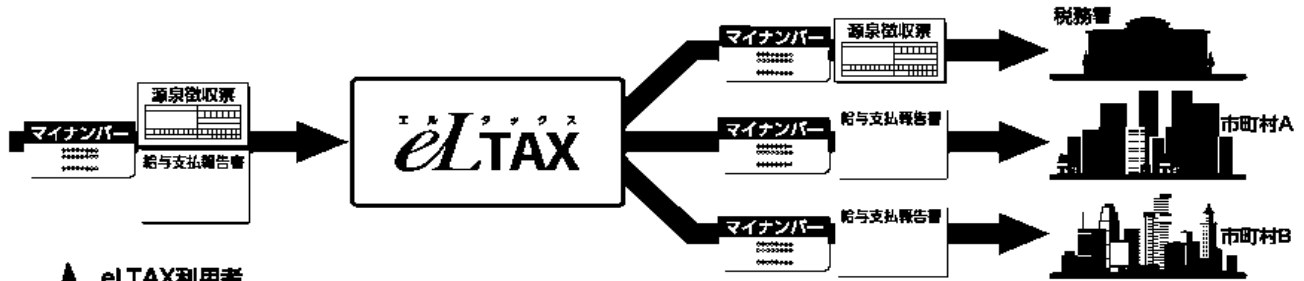
給与支払報告書の提出は

エルトックス

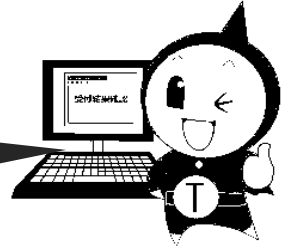
eLTAXが便利です



eLTAXを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます。



eLTAXに一括して送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて送信されます。



eLTAXの特徴

■ 自宅やオフィスで手続きができます

eLTAXはインターネットを利用するため、窓口に行かなくても手続きができます。

■ 他の自治体の手続きも同時に行うことができます

紙の申告書のようにそれぞれの自治体へ仕分けをして郵送する必要がなく、郵便料金もかかりません。（eLTAXを導入している自治体に限りです。）

■ eLTAXのサービスは無料でご利用いただけます

ただし、事前に用意していただくものの中には、費用がかかる場合があります（ICカードリーダーライタなど）。

■ 申告書の作成は無料ソフトウェア「PCdesk」で簡単にできます

PCdeskはeLTAXのホームページからダウンロードできます。また、eLTAX対応のものであれば、市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータも使用できます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください

■ eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>